第5期やまがた食の安全・安心アクションプラン体系図(案)

【策定の趣旨】 生命や健康の維持に不可欠な食の安全を守るため、具体的な取組みを総合的かつ計画的に展開する行動計画として策定

【計画期間】 平成30年度~平成32年度

【改 定 方 針】 基本方針を維持し、従来のアクションプランとの整合性・継続性に留意しながら、より進展したプランとする。

下線部は修正箇所

【現計画の体系】

基本方針I県産農産物等の信頼性の確保

- (1)安全で安心な県産農産物の提供
- ・「やまがた農産物安全・安心取組認証制度」におけるGAPの取組みの拡充
- ・県産農畜産物等の放射性物質検査の継続実施
- (2) 安全で安心な畜産物の提供
- ・高病原性鳥インフルエンザ等各種検査の実施
- (3) 安全で安心な水産物の提供
- ・岩がきのノロウィルス検査等の継続
- (4)環境に優しい農業の推進
 - ・環境保全型農業を牽引する有機農業の普及拡大やエコファーマー等の認証制度の推進による「全県エコエリア構想」の加速化等

基本方針Ⅱ 流通する食品の安全・安心の確保

- (1)流通する食品(輸入食品を含む)の監視・指導の充実
 - ・不良な食品の流通を防止するための食品等事業者の監視指導の充実 食品製造業者に対し、輸入された原材料の受入体制に係る指導の強化
- (2)流通する食品(輸入食品を含む)の検査の実施
- ・流通食品中の残留農薬検査、アレルギー物質検査、放射性物質検査等の実施
- ・食品検査に係る信頼性確保の強化
- (3)食中毒予防対策の充実
- ・食中毒予防月間等における食品等事業者への衛生管理に係る指導の充実
- ・大量調理施設に対する監視指導等の充実
- (4) 適正な食品表示の確保
- ・新たな食品表示法への対応や適正な食品表示に係る指導の充実
- (5) 食品等事業者における自主的な衛生管理の向上
- ・HACCP手法による衛生管理の普及拡大
- ・食品衛生講習会による自主衛生管理の推進
- (6) 食品等事業者における食品衛生上の危機管理体制の整備

・食の安全フォーラムの開催、出張セミナーの実施

・食品の健康被害拡大防止体制の構築やトレーサビリティ確保に係る記録の徹底

【課題】

- ・生産工程管理(GAP)の取組みの拡 大・定着
- 環境保全型農業に関する技術の開発と普及拡大
- 環境保全型農業に関する消費者理解の 醸成
- ・疾病発生状況等の把握
- ・飼養衛生管理基準順守の徹底
- ・安全で安心な水産物の提供のための各 種検査や監視指導の継続した実施
- ・流通する食品に対する監視及び検査の充実
- ・ノロウイルスを原因とする食中毒の 多発
- ・HACCP 制度化を見据えた導入支援
- ・新しい食品表示制度の完全施行 (平成32年4月)への対応
- ・健康被害(疑いを含む)発生事案にお ける食品等事業者の適切な対応

【改定後の体系(案)】

I 県産農産物等の信頼性の確保【生産者への働きかけ】

- (1) 安全で安心な県産農産物の提供
 - ・「やまがた農産物安全・安心取組認証制度」におけるGAPの取組みの拡充とそのレベルの向上
 - ・ 県産農畜産物等の放射性物質検査の継続実施
- (2) 安全で安心な畜産物の提供
- ・高病原性鳥インフルエンザ検査等の継続的な実施
- ・飼養衛生管理基準順守のための継続的な指導
- (3) 安全で安心な水産物の提供
 - 岩がきのノロウィルス検査等の継続
- (4) 環境に優しい農業の推進
- ・環境保全型農業の技術開発とマニュアル化、地域段階での生産者育成体制の構築による生産拡大と定着
- ・各種農産物等の認証制度の積極的な情報発信や消費者等交流イベントの開催による消費者理解の推進

Ⅱ 流通する食品の安全・安心の確保【食品等事業者への働きかけ】

(1)流通する食品の監視・指導と検査の充実

- ・不良な食品の流通を防止するための食品等事業者への監視指導の充実
- ・流通食品中の残留農薬や動物用医薬品、アレルギー物質検査等の実施
- (2)食中毒予防対策の強化
- ・夏期食品等監視強化月間等における食品等事業者への衛生管理に係る指導の強化
- ・大量調理施設に対する監視指導等の充実
- (3) HACCP手法による衛生管理の定着
- ・HACCP手法による衛生管理の普及拡大及び取組施設への支援の充実
- ・HACCP手法導入施設に対する検証体制の充実
- (4) 適正な食品表示の確保
- ・食品表示法の完全施行を見据えた制度の周知と相談の取組み強化
- ・関係機関との連携、協力による適正な食品表示の監視指導の強化
- (5) 食品等事業者における食品衛生上の危機管理体制の充実
- ・健康被害の発生の恐れがある際の迅速かつ的確な被害の発生・拡大防止対策の実施
- ・トレーサビリティ確保のための記録の作成、自主回収報告の徹底

基本方針皿 食の安全・安心に関する情報の提供と信頼関係の構築・新たな健康被害

- (1) 消費者・生産者・食品等事業者・行政間の相互理解と施策への県民意見の反映
- (2) 県民への情報提供の推進
 - ・食の安全ほっとインフォメーション事業に協力する事業者及び施設の拡大
- ・県HPによる情報発信の充実、フェイスブック等新しい媒体の活用

- ・新たな健康被害の発生に係る 県民不安の軽減
- ・多くの県民に対し、的確な情報を提供 する仕組みづくり
- ・有毒きのこなどの植物性自然毒を原因 とする食中毒の多発

Ⅲ 食の安全・安心に関する情報の提供と信頼関係の構築【県民全体への働きかけ】

- (1)消費者・生産者・食品等事業者・行政間の相互理解の促進と施策への県民意見の反映
 - ・ 食の安全推進会議の開催
- ・食の安全フォーラム等リスクコミュニケーション(意見交換会)の開催、出張セミナーの実施
- (2) 県民への情報提供の推進
 - ・食の安全ほっとインフォメーション事業に協力する事業者及び施設の拡大
- ・県HPによる情報発信の充実、SNS等新しい媒体の活用
- ・報道機関への情報提供